

商 法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問題は、取締役の任務懈怠責任と株主総会決議の取消しに関する基本的な事例を素材として、会社法の規定を事例に即して適用する力を問うものである。いずれの設問においても、会社法の基本的な知識に加え、当事者の立場や利益を踏まえたうえで、法的根拠に基づいて論理的に思考する力が試されている。

設問 1 (配点 25 点) では、取締役 B が自社代表として他社のために不相当に高額な賃貸借契約を締結した事案につき、任務懈怠責任 (会社法 4 2 3 条 1 項) の枠組みで、利害相反取引該当性と取締役会承認欠缺 (同法 3 5 6 条 1 項 2 号・3 6 5 条 1 項)、特別利害関係人の議決参加禁止 (同法 3 6 9 条 2 項) と決議不成立の判断、および善管注意義務違反 (同法 3 3 0 条・民法 6 4 4 条) を論じたうえで任務懈怠を認定し、賃料相場との差額および賃料支払期間から、具体的な損害額を算定することが求められる。

設問 2 (配点 15 点) では、株主 E に対する招集通知漏れが存在する事案で、株主総会決議取消しの訴え (会社法 8 3 1 条 1 項 1 号) の枠組みで、原告適格・被告適格・提訴期間などの訴訟要件充足を確認したうえで、招集手続違反 (同法 2 9 9 条 1 項) を取消事由として認め、他の株主の持株比率や議決結果への影響可能性を考慮した裁量棄却 (同法 8 3 1 条 2 項) の当否を検討することが求められる。

以上